

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「センターホームページ」という。）に、企業等の広告を募集、掲載することにより会員への有益な情報提供の場を広げると共に自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 センターホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その基準は、公益財団法人高知勤労者サービスセンター広告掲載取扱要綱（以下「広告掲載取扱要綱」という。）及びセンター会報等広告掲載基準（以下「会報等広告掲載基準」という。）に準ずるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) バナーのサイズ 縦 176 ピクセル×横 600 ピクセル
- (2) 画像形式 JPEG 又は PNG（動画は不可）

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置は、ホームページのトップページ及び各ページの下段とし、枠数は15枠とする。

(掲載期間等)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は3か月単位とし、年度を超えない期間とする。ただし、第9条の規定により広告掲載可の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が延長を希望しセンターが必要と認めるときは、掲載期間を延長することができるものとする。

2 広告掲載の掲載申込は、掲載開始日の2週間前までとし、掲載開始日は4月、7月、10月、1月の各月1日の年4回とする。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、3か月5,000円（税込み）とする。

- 2 センター会員は前項に定める広告掲載料の5割を減ずることができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター経由の広告掲載料については別途協議の上、理事長が決定する。
- 4 広告主は、前3項の規定による広告掲載料をセンターの指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、一括納付するものとする。
- 5 広告掲載料は、掲載開始日を含む年度に限り、前納で納めることができるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、センターのホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 センターは、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、ホームページバナー広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告案の原稿を添えて、第5条2項に定める掲載申込み期間内に申し込むものとする。

2 広告のバナー原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9号 センターは、第2条の規定に基づき、バナー広告の内容が広告掲載取扱要綱及び会報等広告掲載基準に抵触していないことを確認の上、広告掲載の可否を決定する。

2 センターは、掲載希望者の数が、第4条の規定による広告の枠数を超えたときは、申し込み順により決定するものとする。

3 センターは、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等について掲載希望者に、ホームページバナー広告掲載等決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告掲載内容の提出)

第10条 広告主は、自らの責任及び負担で作成した広告のバナー原案を第5条第2項に定める掲載開始日の1週間前までにセンターに提出しなければならない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告主とセンターは、前条により提出されたバナーの原案について、広告の内容及びデザインについて、センターの信用性等を損なうことのないよう、必ず協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 センターは、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに手数料の納付がないとき。

(2) 第10条に規定する期日までに広告のバナー原案の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項第1号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、センターホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主はホームページバナー広告掲載取下げ

申出書（第3号様式）により、取り下げをセンターが第5条2項に定める掲載開始日の1週間前までに申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、特別な事情があり、理事長がやむを得ないと認めた場合を除く。

（掲載期間の延長）

第15条 掲載期間内にセンターの都合でセンターのホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告掲載料の返還）

第16条 センターは、前条の規定により広告が掲載できなかった場合において、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をセンターのホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。ただし、日割り計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、センターに対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（リンク先）

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにセンターに申し出るものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター
ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

- 1 このガイドラインは、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)のホームページに民間業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、センターホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

- 2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIFアニメ)

- 3 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。

(センターホームページとの区別)

- 4 次の表現については、ユーザーがセンターのホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。
 - (1) センターのホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - (2) 「福利厚生」な事業を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーがセンターの事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

- 5 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくなるように配慮しなければならない。

(解像度)

- 6 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(実施日)

- 7 このガイドラインは、令和3年10月1日から適用する。